

和歌山県子ども読書活動推進計画

平成16年3月

和歌山県教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の期間	2
3 基本方針	2
第2章 子どもの読書活動推進のための方策	3
1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	3
(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	3
家庭における子どもの読書活動の推進	3
ア 講座・研修会等を通じた理解の促進	3
イ 市町村におけるブックスタート運動等の実施の促進	4
公立図書館・図書室における子どもの読書活動の推進	4
ア 県立図書館における子どもの読書活動の推進	4
イ 市町村立図書館・図書室における子どもの読書活動の推進	5
民間団体等による子どもの読書活動の推進	6
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	6
幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進	7
児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実	7
障害のある子どもの読書活動の推進	7
学校関係者の意識の高揚	8
家庭・地域との連携による読書活動の推進	8
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	9
(1) 地域における子どもの読書環境の整備	9
(2) 公立図書館・図書室の整備・充実	9
県立図書館の整備・充実	9
ア 図書資料、設備等の整備・充実	9
イ 障害のある子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	10
市町村立図書館・図書室の図書資料、設備等の整備・充実	10
情報化の推進	11
人的環境の充実	11
(3) 学校図書館の整備・充実	12
学校図書館施設設備の整備・充実	12
学校図書館の情報化	13
学校図書館の活用を充実していくための人的環境の充実	14
学校図書館の開放	14
3 図書館間協力等の推進	15
4 啓発・広報等	15
(1) 読書週間や「子ども読書の日」等を中心とした啓発広報の推進	15
(2) 各種情報の収集・提供	16
参考資料	17

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

子どもは、気に入った本に出会うと読書に夢中になり、想像力を駆使することで感性が磨かれ、様々な力を身に付けていきます。また、本を読むことによって、多くの知識を得たり、自分自身で人生について深く考え、生きることへの備えや大人になるための道筋を作り出していくこともあります。

一方、今日の子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、テレビ・ビデオ・インターネット・携帯電話などが、テレビゲーム等とともに子どもの中に広まることにより、読書よりも手軽で気楽な遊びや楽しみを求める子どもが増えてきています。また、様々な習い事等に費やす時間が増え、ゆっくりと読書を楽しむゆとりが持てない子どももいます。

このような子どもの読書離れの状況は、本計画作成のための検討委員会でも指摘されており、県内の公立図書館（注1）や学校図書館、書店等において、子ども（特に中高生）の利用が少ないことが報告されています。

和歌山県は、海や山の豊かな自然と高野山や熊野をはじめとした多くの文化遺産に恵まれた地域です。先人が残した知恵や知識を吸収し、未来へと引き継ぐためにも、読書は大きな役割を果たしています。

本との出会いは、いつでも、どこでも、時間さえあれば可能です。それを手助けするためには、周りの大人が、読書に親しめるような機会や環境を家庭、地域、学校など身近なところに作り、子どもが読書習慣を身に付けることができるよう社会全体で推進していくことが必要です。

国においては、子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする決議が出され、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（注2）が公布・施行されました。そして、平成14年8月、この法律に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、おおむね5年間にわたる施策の基本的な方向と具体的な方策が示されました。同法では、都道府県及び市町村も、国の基本計画を踏まえ、「子ども読書活動推進計画」を策定し公表するよう努めることとされています。

本県においても、子どもの読書活動がより広まるよう、公立図書館、学校等において様々な取組を展開し、環境整備に努めているところです。「子ども読書の日」（注3）等を中心とした取組や、県立図書館における児童サービスの充実、子ども読書活動推進事業の実施、学校における「きのくに学びのルネサンスプラン」の一環としての読書活動推進の取組等もその一つです。

本県では、これらの取組を踏まえ、さらにすべての子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう、県の子どもの読書活動推進に係る施策を総合的に推進するための指針として、本推進計画を策定しました。

各市町村においても、国の基本計画及びこの「和歌山県子ども読書活動推進計画」を基本として、地域の実情を踏まえ、独自の推進計画を策定されるよう期待します。

（注1）公立図書館とは、図書館法第2条第2項の公立図書館をいい、ここでは県立及び市町村立図書館を指す。

（注2）この法律で、子どもとは「おおむね18歳以下の者をいう。」と記されている。

（注3）「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日を「子ども読書の日」と定めている。スペインのカタルーニャ地方で、この日はサン・ジョルディの日と呼ばれ、古くから本を贈る習慣があり、ユネスコも1995年から同日を「世界本の日」と定めている。

2 計画の期間

平成16年度からおおむね5年間とします。

3 基本方針

国の基本計画をもとに、本県では、「子どもの自主的な読書活動の推進」を目指し、次の3点を基本方針として取り組みます。

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。
- (2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組を進めます。
- (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報に努めます。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

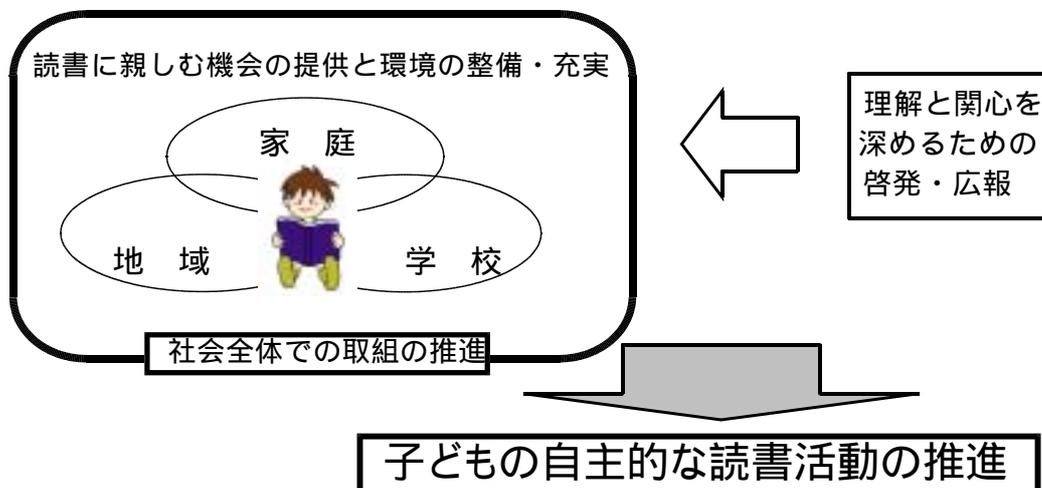
子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、地域、学校において、子どもの身近なところに、「本」・「場所(空間)」・「時間」を確保し、さらに子どもに読書のすばらしさを伝える「人」の充実を図ることが大切です。そのため、子どもの発達段階に応じて、子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、施設等の設備や人的環境の整備・充実を図ります。

(2) 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校が担うべき役割を果たすとともに、社会全体での取組が必要です。そのため、周りの大人に対し、読書の重要性について理解を促すとともに、保護者や学校、公立図書館等の関係機関、民間団体等の連携・協力を進めます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、読書の意義や重要性について人々の間に広く理解と関心を深める必要があります。このような観点から、子どもの読書活動を推進する社会的な気運が高まるよう、啓発・広報に努めます。



第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもが落ち着いてゆったりとした気持ちで読書の楽しさを味わうことができる場所であるとともに、最も早い時期から「本」に出会う場所であり、子どもの読書活動を推進するうえで大きな役割を果たしています。

そのため、家庭においては、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、乳児の頃から子どもと一緒に本を楽しむひとときを共有するなど、保護者の配慮が望まれます。子どもには字が読めるようになって、読んでもらってこそよくわかる本の楽しさがあります。本の楽しさを知って、自主的な読書活動へ発展することが望まれますが、たとえ読書好きにならなくとも、幼い時に周りの大人と楽しんだ読書の経験は、子どもの感性やものの見方・考え方を豊かにするでしょう。

一方で、周りの大人が子どもに本を読ませようとしたり何かを教えようとして、本嫌いにしてしまう危険性も考えておかなければなりません。子どもにとって、「本を読むこと」も生活の喜びの一つと思えるような出会いが大切です。

また、子どもは周りの大人が読書を楽しむ姿に触れることで、本を身近なものと感じ、本への興味・関心を持つようになっていきます。大人も読書を楽しむひとときを持つとともに、子どもの成長に応じて、子どもの読書活動を暖かく見守り励ましていくことも家庭の重要な役割です。

ア 講座・研修会等を通じた理解の促進

子どもの読書活動の推進を支援するためには、家庭教育に関する講座・研修会あるいは子育て支援のための講座など様々な機会を通して、家庭における読み聞かせや読書の時間を持つことの重要性について理解の促進を図る必要があります。

〔具体的な取組〕

市町村が実施する妊娠期、乳幼児期、就学時、思春期等の子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座で、読み聞かせの必要性や読書活動の重要性等について学ぶ機会を提供し、家庭において日常的な取組が行われるよう促します。

新家庭教育手帳（子育てのヒント集）を配布して、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣づけることの重要性についての理解を促します。

イ 市町村におけるブックスタート運動（注４）等の実施の促進

和歌山県内において、乳幼児健診等の子どもと保護者が集まる機会を利用して、ブックスタート運動を実施している市町村が増加しています。早くから実施している市町村においては、親子で本を楽しむ割合が高く、子どもの読書活動を推進するうえでも、今後、多くの市町村で実施されることが望まれます。

〔具体的な取組〕

ブックスタート運動をはじめとした読書活動の推進事例や県内外の先進事例を積極的に収集し、市町村に対して情報提供を行うよう努めます。

公立図書館・図書室（注５）における子どもの読書活動の推進

県立及び市町村立の公立図書館は、地域における読書活動の中核となる施設で、子どもにとっては、自分の読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、周りの大人にとっては、子どもと一緒に自由に行くことができ、子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所です。

また、公立図書館が設置されていない市町村においては、公民館やコミュニティーセンター等の図書室が地域における読書活動の中心となっています。

こうした施設においては、子どもが本と出会い、読書を楽しめるような機会を増やすため、読み聞かせやお話会の実施、お薦め図書の展示等を行うとともに、子どもの読書活動を推進する民間団体やグループへの支援等も行っていくことが望まれます。

ア 県立図書館における子どもの読書活動の推進

県立図書館は、和歌山市に県立図書館本館、田辺市に県立図書館紀南分館があり、館内における子どもへのサービスの充実を図るとともに、和歌山県における子どもの読書活動の拠点として、広域的なサービスを提供する役割を担っています。また、県立図書館は、県内の子どもの読書活動を推進するためのモデル的な取組を行い、先進的な事例や調査研究に取り組むことが必要です。

（注４）司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、すべての乳児と保護者を対象に、早い時期から絵本を介してかけがえのないひとときを持つことを応援し、生涯にわたる本への愛情を育む機会を与えるために、絵本等を手渡す運動。

（注５）公立図書室とは、後掲P.19の図書館が設置されていない町村の公民館図書室等を指す。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、子どもの読書活動を推進するために必要な図書資料の選書・収集・提供、季節や行事に合わせた本の展示に努めます。

県立図書館では、地域のボランティアの協力を得て、読み聞かせやお話会等の集会活動を実施します。

県立図書館は、県教育委員会事務局等と連携し、学校等を通じて各種事業への子どもの参加を呼びかけるなど図書館利用等を推進します。

県立図書館では、子どもの読書に関する理解や関心を広げるための読み聞かせの本のリスト、読書の楽しさを伝える本のリスト、一般的に評価の高い本、子どもの調べ学習の必要に応じた各種リスト等の作成・提供を行います。

イ 市町村立図書館・図書室における子どもの読書活動の推進

和歌山県では、平成15年11月1日現在、県立図書館2館、市町村立図書館21館及び図書館未設置市町村の公民館等図書室29室が「和歌山県公共図書館協会」を組織して連携を深めており、平成12年には、「子ども読書年」を契機に、「すべての子どもに読書の喜びを」をテーマとした研修会が開催されました。また、読書週間（注6）や「子ども読書の日」を中心とした取組等、各館・室における子どもへのサービスが進みつつあります。

今後、県立図書館は、市町村立図書館・図書室に対し、子どもへのサービスがより一層充実するよう支援を行うとともに、連携を深めていくことが必要です。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、市町村立図書館・図書室が関係機関・施設・団体等と連携しながら、地域の実情に応じて子どもへのサービスの計画を立て、様々な集会活動等を行うことができるよう指導・助言に努めます。

県立図書館では、市町村立図書館・図書室の子どもの読書活動にかかわる取組についての情報交換を積極的に行うよう努めます。

（注6）昭和22年、「読書の力によって、平和な文化国家をつくろう」という決意のもと、出版社、書店と公共図書館が力を合わせ、新聞・放送のマスコミ機関も加わって、第1回読書週間が開催され、翌年の第2回からは、11月3日の文化の日を中心とした2週間とされた。また、「子どもの読書週間」は、「子ども読書の日」から5月12日までの3週間とされている。

民間団体等による子どもの読書活動の推進

和歌山県内には、平成15年11月1日現在、100余りの読書にかかわる民間団体があります。その大半は子ども文庫（注7）読み聞かせや紙芝居などを行う子ども向け実演グループ、読書会などを行う子どもの本の研究グループといった、子どもや子育て中の保護者を支援するための活動を行う団体が占めています。

これらの民間団体は、それぞれ独自に子どもの読書活動の推進に熱心に取り組み、子どもが読書に親しむ機会を提供するなど地域に根ざした多彩な活動を行っており、今後ともその役割が期待されています。

こうした団体等が活動を展開するうえで課題となる、子どもの読書に関する相談や図書資料・活動スペース等について、公立図書館・図書室等の支援・協力が望まれます。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、民間団体に対して、図書資料の団体貸出（注8）や活動場所の提供、自主研修の講師の紹介等を行います。

県立図書館では、民間団体からの子どもの読書に関する相談に応じます。

民間団体のネットワーク化を推進するとともに、民間団体が実施している取組等の情報を収集し、提供できるよう努めます。

国の助成制度を民間団体に紹介し、子どもの読書活動を推進する活動を支援します。

（2）学校等における子どもの読書活動の推進

学校や幼稚園・保育所を通じて、子どもの発達に応じ、あらゆる機会、あらゆる場所で児童生徒の読書活動を推進していくことが望まれます。

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していくうえで、大きな役割を担っています。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために、学校図書館を計画的に利用しその活用を図ることは、児童生徒の自主的な読書活動を推進するうえでも重要です。

（注7）家庭文庫や地域文庫等の、自宅に本を置き地域の子どものみ開放するなどして自主的に読書活動を行っている団体。

（注8）学校や読書グループ、子ども文庫などに、まとまった量の本を貸し出す制度。

幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

乳幼児期の子どもに快い音の響きやリズム等を読み聞かせ等で経験させることは、小学校以降の読書の基礎となる想像力、情緒等を育み、感受性を豊かにすることにつながります。そのため、幼稚園や保育所においては、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが必要です。また、保護者等に対しても家庭での絵本の読み聞かせ等の大切さや意義を広く知らせていく必要があります。

〔具体的な取組〕

教員や保育士を対象に、幼児期の読書や絵本の読み聞かせ等についての研修を実施します。

児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。このため、平成15年5月1日現在、県内の小学校196校(66.0%)、中学校77校(55.8%)、高等学校9校(23.7%)で実施されているような全校一斉の読書活動の取組を一層普及していくことが望まれます。また、学校において推薦図書を設定したり、読み聞かせを行ったりして、学校や家庭における読書習慣を確立していくことが必要です。

〔具体的な取組〕

小・中・高等学校において、本を読む楽しさを学ばせ、児童生徒の読書活動を推進するような取組を行います。

障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもにとって、読書活動は情緒の安定や言語の獲得等、自立に向けての生きる力の育成につながる有効な体験となります。そのため、学校や幼稚園・保育所においては、個々の子どもの障害等の状況や興味・関心に応じた本を提供し、読書活動を積極的に推進することが望まれます。

また、盲・ろう・養護学校においては、子どもたちの障害の状況に応じ、環境を整備し、視聴覚機器等を活用するなど読書活動への支援方法を工夫することが必要です。

〔具体的な取組〕

県立盲学校では、墨字本（注9）、点字本、さわる絵本・録音図書等多様な資料の整備に努めます。また、点訳ボランティアの協力を得ながら、点訳・拡大写本の制作、テープ録音などによる資料の充実や対面朗読の充実に努めるとともに、視覚障害教育情報ネットワーク（注10）等の活用も図ります。

県立ろう学校では視覚情報としての読書の重要性に鑑み、本で調べる力を養うためにも、蔵書の拡充や学校図書館活用の工夫に努めます。

県立養護学校では、パネルシアター（注11）や布の絵本等も活用して本の読み聞かせに努めるなど、一人ひとりの子どもに合わせた図書教材を工夫します。

学校関係者の意識の高揚

学校において、教職員の姿勢は、児童生徒に大きな影響を与えます。そのため教職員が読書活動の意義を理解し、日々の教育実践の中に読書活動の要素を取り入れるとともに、教職員自身が読書に取り組むよう啓発していくことが必要です。

〔具体的な取組〕

学校図書館の活用や読書活動の推進方法について、研究協議や先進的な取組に関する情報交換を行うことにより、教職員の指導力の向上や学校図書館を活用した指導の充実に努めるとともに、司書教諭を中心とした校内読書活動推進体制の充実に努めていきます。

家庭・地域との連携による読書活動の推進

学校、家庭、地域の三者相互の連携を通じて子どもの読書活動を推進することが必要です。そのためには、保護者会や学校通信等を通して、読書の意義を説明するとともに、家庭における読書に親しむ機会を作るよう働きかけたり、地域の図書館との連携を通して、読み聞かせや読書に関する講演会・イベントの実施等を行っていくことが望まれます。

〔具体的な取組〕

学校が家庭・地域と連携して子どもの読書活動の推進に取り組んでいる事例を紹介したり、関係機関やボランティアと連携して各種行事の開催に努めます。

すみじほん
（注9）墨字本とは、点字で書かれた点字本に対して、一般に使われている活字本をいう。

（注10）独立行政法人国立特殊教育総合研究所が運営するインターネットにより、視覚障害教育にかかわる教材提供及び情報提供を行い、視覚障害教育の進展を図るためのシステム。

（注11）布のパネルに、布でできた登場人物や小道具をはったりはがしたりしながら進める視聴覚教材。

2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

地域においては、子どもが学校外で身近に読書を楽しむことができる環境を整備することが大切であり、公立図書館はその中核的な役割を果たしています。

和歌山県内で公立図書館を設置する市町村は、7市（設置率100%）、14町村（設置率33%）となっています（平成15.4.1現在）。市町村立図書館全体の設置率は42%で全国平均52%（平成14.4.1現在）を若干下回る状況になってはいますが、ここ数年の状況では、毎年1館程度が開館又は改築されるなど、各地で公立図書館に対する意識が高まりつつあります。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（注12）においては、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることなどが示されています。

現在図書館が設置されていない町村においては、公立図書館の設置について積極的に検討が行われることが期待されます。

すでに公立図書館が設置されている市町村においても、公民館、コミュニティーセンター、児童館等の図書室や移動図書館車の整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の充実に努めることが望まれます。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、市町村合併を視野に入れ、図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立ち、市町村立図書館の設置及び運営に関する指導、助言に努めます。

(2) 公立図書館・図書室の整備・充実

県立図書館の整備・充実

県立図書館は、県内の子どもの読書活動を推進するための環境を整備するうえでも中心的な役割を担っており、図書資料や設備の充実は、館内においてだけでなく、市町村立図書館・図書室等への支援・協力という観点からも重要です。

ア 図書資料、設備等の整備・充実

県立図書館には、平成15年4月1日現在、本館・分館あわせて約64万冊の蔵書があり、そのうち、児童書は約11万冊で、全都道府県立図書館の中でも10位以内に入っています。また、児童書の個人貸出冊数は、全体の貸出冊数の約半分を占めています。今後、子どもの多様な興味・関心に応じた図書資料を充実するとともに、保護者が子どもと共に図書館で読書を楽しむことができるよう、大人のための図書資料を充実させることも必要です。

また、県立図書館においては、本館・分館とも児童室を設けており、おおむね18歳以下の子どもへのサービスを行っています。

（注12）図書館法第18条の規定にもとづき、図書館の健全な発達を図るために、文部科学省が平成13年7月に定めたものの。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、幅広い児童資料・ヤングアダルト資料（注13）の選書・収集を図り、蔵書の充実に努めるとともに、調べ学習に対応できる参考資料の充実に努めます。

県立図書館児童室では、子どもたちにわかりやすい図書資料の分類と表示を行うとともに、室内のレイアウトに留意し、明るく落ち着いた環境で利用できるような工夫をします。

イ 障害のある子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

県立図書館では、障害のある子どもが自主的に読書活動を行えるよう、施設面での配慮を行うとともに、障害に応じた資料の収集を行っています。今後、他の機関や団体等とも連携し、資料の充実及び貸出方法を工夫することにより利用の促進を図ることが必要です。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、車いす、車いす用座席、誘導チャイム、点字ブロック等の整備に努めます。

県立図書館では、点字資料、さわる絵本等の収集と貸出、対面朗読（注14）を実施します。

県立図書館では、点字資料や録音資料の利用や貸出について、（社）和歌山点字図書館との連携に努めます。

県立図書館では、来館が困難な子どもに対して図書資料の郵送貸出サービス（注15）を行います。

市町村立図書館・図書室の図書資料、設備等の整備・充実

市町村における子どもの読書活動推進の中核施設である市町村立図書館・図書室においては、豊富で多様な図書資料を充実させるとともに、子どもが読書を行うための必要なスペースを確保するなど施設等の整備を図ることが大切です。

また、南北に長い和歌山の地形にあって、北部は県立図書館本館、南部は県立図書館紀南分館が、市町村立図書館・図書室の読書環境を整備するための支援を行っています。

（注13）主に中学・高校生の年齢層（13～18歳）を対象とした図書資料。

（注14）視覚障害者や自分で資料を読むことが困難な利用者の求めに応じて、面前で読んで聞かせること。

（注15）県内在住者で身体障害等により来館が困難であり、かつその都度代理人を立てられない状況にあると判断される利用者に郵送で貸出を行うことをいう。

〔具体的な取組〕

公立図書館の図書等資料については、地方交付税措置（注16）がなされており、各市町村において、計画的な整備が図られるよう促します。

県立図書館では、市町村立図書館に児童室や児童コーナー等の子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促します。

県立図書館では、市町村立図書館・図書室の求めに応じて、図書資料の援助やレファレンス（注17）の提供等を行います。

県立図書館では、県民が近隣の市町村立図書館・図書室を通して県立図書館の図書資料を利用することができるよう、「協力貸出」（注18）を進めるとともに、県民への広報に努めます。

情報化の推進

住民に対して蔵書や貸出の情報、また公立図書館・図書室での催し等の情報を提供することは、子どもの読書活動を推進するうえで大きな役割を果たしています。そのためには、インターネット等で蔵書を検索できる情報検索システムを導入するなど、公立図書館・図書室の情報化を推進し、ネットワーク化を図ることが必要です。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、インターネットのホームページから蔵書の検索及び貸出予約ができるネットサービスの整備を進めるなど情報化を推進します。

県立図書館の蔵書の検索・貸出申込ができる県立図書館情報オンラインシステムの整備を、未整備の市町村立図書館・図書室に促します。

人的環境の充実

平成15年4月1日現在、県内公立図書館の82%、公立図書室の19%に1名以上の司書が配置され、常勤・非常勤を合わせて公立図書館には90名、公立図書室には8名の司書が在籍しています。専門的なサービスを行う司書が果たす役割は大変大きいことから、すべての公立図書館・図書室へ司書が配置されることが望まれます。また、専門的職員としての司書は、資料についての豊富な知識と技術を備えるとともに、資質の向上を図ることが必要です。

（注16）公立図書館の図書購入費については、平成14年度分は道府県分として人口170万人の標準団体について約4,600万円、市町村分として人口10万人の標準団体について約1,500万円が地方交付税措置されている。

（注17）レファレンスとは、利用者が求めている何らかの情報に対して、図書館員が提示・指示した情報又は情報源をいう。

（注18）県内市町村立図書館・図書室からのリクエストに対応する貸出制度。

〔具体的な取組〕

県立図書館の児童サービス担当者は、積極的に自己研修や研究を行うよう努めるとともに、市町村立図書館・図書室に、研修に必要な講師の紹介等を行います。

県立図書館では、公立図書館・図書室の司書等の研修を充実するよう努めます。

司書が未配置の市町村に対し、司書の配置を促すとともに、司書資格をとるための講習等について、情報を提供します。

（３） 学校図書館の整備・充実

学校図書館施設設備の整備・充実

児童生徒が、読書に親しみ、望ましい読書習慣の形成を通して自らを豊かにし、高めていくことのすばらしさを知ることや体験することは、教養を育み、豊かな人生を築いていくうえで非常に大切なことであり、そういった読書との出会いの機会を与えることが学校図書館の果たす重要な役割です。

そういった意味で、学校図書館の読書センターとしての役割、学校内の連携の中心という役割をもう一度見直し、総合的な学習や教科学習との連携や、情報の収集と提供の方法、他の公立図書館等との連携等を図って、読書が子どもたちのより身近なものになるよう検討していくことが必要です。

〔具体的な取組〕

県立学校では学校予算を計画的に配分し、図書資料の整備・充実に努めます。

市町村において、国の「学校図書館図書整備5カ年計画」(平成14～平成18)に基づく地方交付税措置(注19)を活用するなど、学校図書館図書資料の計画的な配備が図られるよう促します。

学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介し、各学校における読書環境の整備などを促していきます。

(注19) 学校図書館図書整備5カ年計画とは、学校図書館図書標準を踏まえ、学校図書館の蔵書を整備するための計画で、平成15年度は、総額約130億円の地方交付税措置が講じられた。学校図書館図書標準とは、公立の義務教育諸学校において、学級数に応じた学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したものであり、計算式によれば、6学級の小学校で5,080冊、中学校で7,360冊、12学級の小学校で7,960冊、中学校で10,720冊となる。

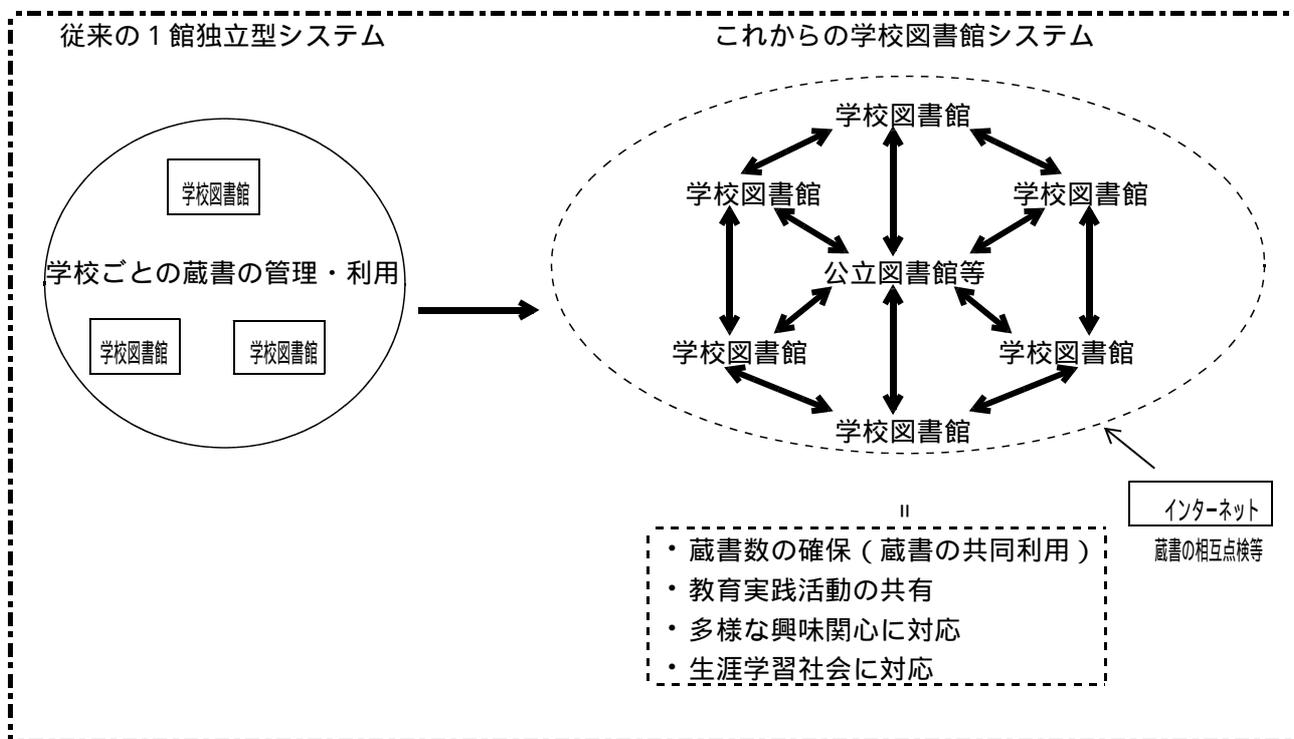
学校図書館の情報化

平成15年5月1日現在、県内の小学校29校(9.8%)、中学校11校(7.9%)、高等学校11校(28.9%)、盲・ろう・養護学校は3校(10.0%)で学校図書館の蔵書のデータベース化が行われていますが、全国平均を大きく下回っています。

学校図書館にコンピューターを整備し、他校の学校図書館や公立図書館・図書室等とオンライン化することにより、自校の学校図書館だけでなく、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応えることができ、学校を超えた相互利用の促進・普及等を図ることが可能になります。

〔具体的な取組〕

県立学校では情報化を推進し、学校図書館間及び公立図書館・図書室等とのネットワーク化を進めます。



学校図書館の活用を充実していくための人的環境の充実

平成15年5月1日現在、県内の12学級以上の学校は、小学校94校(31.6%)、中学校34校(24.6%)、高等学校34校(89.5%)、盲・ろう・養護学校14校(46.7%)で、そのうち司書教諭(注20)が配置されている学校は、小学校92校(97.8%)、中学校31校(91.2%)、高等学校33校(97.1%)、盲・ろう・養護学校13校(43.3%)となっています。

学校図書館は校長のリーダーシップのもと、司書教諭等の学校図書館を担当する教職員が中心になって運営します。児童生徒が自ら考え、主体的に判断・行動できる資質や能力を育む上で必要な学習・情報センターとしての役割を充実できるよう教職員や保護者、地域のボランティア等との連携・協力に努めることが必要です。

〔具体的な取組〕

県立学校においては、12学級以上の学校に司書教諭を置きます。

県立以外の小・中・高等学校については、司書教諭の適切な配置を促します。

地域のボランティア等の人材を積極的に活用し、児童生徒がより興味をもって読書に取り組める活動を展開することを促します。

保護者や地域住民との連携による先進的な学校図書館活動を行っている事例の紹介に努めます。

県立学校の司書教諭の研修会を実施します。

学校図書館の開放

平成15年5月1日現在、県内の小学校21校(7.1%)、中学校9校(6.5%)、高等学校11校(28.9%)、盲・ろう・養護学校6校(20.0%)が学校図書館の地域住民への開放を行っており、高等学校は、全国平均6.3%に比較するとその割合は高くなっています。

学校週5日制の実施に当たっては、学校の施設を積極的に開放していくことが求められています。このため、各地域等の実情に応じて学校図書館の開放を進めることが望まれます。

〔具体的な取組〕

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校図書館の本来の教育活動に支障をきたさない範囲で、学校や地域の実情に応じて、さらなる学校図書館の開放を進めます。

(注20) 学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、教諭であることが前提である。学校図書館法第5条に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」と規定されており、平成15年4月1日からは、12学級以上の小・中・高・盲・ろう・養護学校に司書教諭を配置することが義務づけられた。

3 図書館間協力等の推進

公立図書館・図書室、学校図書館、大学図書館等子どもの読書活動に重要な任務を背負っている機関が連携して、図書資料や情報の相互利用等を図ることにより、子どもの多様な興味・関心の要求に対応することができます。

さらに、子どもが本と出会う機会を増やすためには、公立図書館・図書室と児童館、保健所・保健センター、学校・幼稚園・保育所等の関係機関、民間団体等が協力し、本の選び方や読み聞かせの方法等について情報交換を行うことにより、地域ぐるみで読書活動を推進していくことが必要です。

〔具体的な取組〕

「和歌山地域コンソーシアム図書館」のOPAC自動横断検索システム（注21）と県立学校図書館のネットワークの整備を進めるとともに、未参加の市町村立図書館・図書室に参加を促します。

県立図書館では、市町村立図書館・図書室と協力し、学校図書館等への図書資料の団体貸出を行うとともに、司書教諭等の学校図書館担当教職員からの運営上の相談等に対応します。

公立図書館・図書室の司書と司書教諭等の学校図書館担当教職員、子どもの読書活動の推進にかかわる民間のボランティア等が連携を深められるよう、合同研修会等の実施に努めます。

4 啓発・広報等

（1）読書週間や「子ども読書の日」等を中心とした啓発広報の推進

日常の取組はもちろんのこと、「子ども読書の日」や「読書週間」等に、県内各地でその趣旨に沿った事業を実施することなどを通して、読書の意義や重要性について理解を深め、社会全体で推進の気運を高めていくことが望まれます。

〔具体的な取組〕

「子ども読書の日」や「読書週間」等に、県立図書館、県立学校などでその趣旨に沿った催しや行事を実施するよう努めます。

公立図書館・図書室、学校、民間団体等と連携・協力し、子どもが読書に親しむことを目的とした事業を実施します。

読書活動推進のための啓発資料やリーフレットを作成し、関係機関等に配布します。

（注21）和歌山大学附属図書館が中心となって、県内の大学・短大・高専、県立図書館、市町村立図書館・図書室に参加をよびかけ、平成13年10月に設置されたWeb上の図書館であり、県内の図書館にある蔵書情報と図書の貸出・配送サービスを提供している。現在県内の大学・短大・高専と公立図書館・図書室の大部分が参加しており、県内の蔵書約300万冊のうちの163万冊の蔵書情報が掲載されている。

(2) 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県や市町村、また公立図書館・図書室、学校、民間団体等の取組や図書についての様々な情報を収集し、提供することが必要です。

〔具体的な取組〕

県立図書館では、子どもの読書に関する総合的な窓口として、県内の取組事例などの情報収集や関係機関・団体等との連携に努めます。

学校図書館、公立図書館・図書室、その他関係機関、民間団体等の子どもの読書活動推進に関する先進的な取組や優れた実践例、連携・協力事例を収集し、県の広報紙やホームページ等で、紹介するよう努めます。

公立図書館・図書室や書店等と連携し、読書の楽しさを伝える本、子どもに親しまれている本等の情報を提供できるよう努めます。

和歌山県内の公立図書館（平成15年4月1日現在）



県内公立図書館

館名	所在地	電話	毎週休館
和歌山県立図書館	〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-38	TEL073-436-9500 FAX073-436-9501	月
和歌山県立図書館 紀北分館	〒649-6631(那賀町立図書館内) 那賀郡那賀町名手市場146-4	TEL0736-75-3111	月・火
和歌山県立図書館 紀南分館	〒646-0037 田辺市磯間29番2号	TEL0739-22-2061 FAX0739-22-4773	月
和歌山市民図書館	〒640-8222 和歌山市湊本町3丁目1番地	TEL073-432-0010 FAX073-422-7926	金
海南市立児童図書館	〒642-0002 海南市日方1525-2	TEL073-483-8739 FAX073-483-8738	月・火
橋本市図書館	〒648-0072 橋本市東家1-6-27	TEL0736-33-6114 FAX0736-33-0899	月
有田市立有田市図書館	〒649-0304 有田市箕島27番地	TEL0737-82-3220 FAX0737-82-3311	火
御坊市立図書館	〒644-0002 御坊市園378-1	TEL0738-22-0441 FAX0738-22-6443	月
田辺市立図書館	〒646-0036 田辺市上屋敷町147番地	TEL0739-22-0697 FAX0739-22-6249	月
新宮市立図書館	〒647-0045 新宮市井の沢4番15号	TEL0735-22-2284 FAX0735-22-2312	月
下津町立図書館	〒649-0101 海草郡下津町下津500-1	TEL073-492-4489 FAX073-492-5362	月・火
粉河町図書館	〒649-6531 那賀郡粉河町粉河580番地	TEL0736-73-3312 FAX0736-73-8553	月
那賀町立図書館	〒649-6631 那賀郡那賀町名手市場146-4	TEL0736-75-3111 FAX0736-75-3117	月・火
桃山町立図書館	〒649-6122 那賀郡桃山町元376 IT親子ホール2階	TEL0736-66-9678 FAX0736-66-9346	月
貴志川町立図書館	〒640-0415 那賀郡貴志川町長原447-1	TEL0736-64-2273 FAX0736-64-9750	月・火
岩出町立駅前ライブラリー	〒649-6223 那賀郡岩出町高塚63-5	TEL0736-61-1758 FAX0736-61-1766	月
かつらぎ町立図書館	〒649-7121 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	TEL0736-22-0303 FAX0736-22-7102	月・火
湯浅町立図書館	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1982	TEL0737-62-2280 FAX0737-62-2280	月
美浜町立図書館	〒644-0044 日高郡美浜町大字和田1138-313	TEL0738-22-8480 FAX0738-23-5063	月
南部町立図書館	〒645-0002 日高郡南部町大字芝503-1	TEL0739-72-1410 FAX0739-84-2048	月
白浜町立図書館	〒649-2211 西牟婁郡白浜町1335-13	TEL0739-43-2922 FAX0739-43-2922	月・火
上富田町立図書館	〒649-2105 西牟婁郡上富田町朝来758-1	TEL0739-47-1790 FAX0739-47-4339	月・火
串本町図書館	〒649-3503 西牟婁郡串本町串本818	TEL0735-62-4653 FAX0735-62-4653	日
那智勝浦町立図書館	〒649-5331 東牟婁郡那智勝浦町天満1185-1	TEL0735-52-5955 FAX0735-52-5272	月

公立図書館未設置町村の和歌山県公共図書館協会加盟図書室

館名	所在地	電話	毎週休館
野上町中央公民館図書室	〒640-1192 海草郡野上町勸木288-4	TEL073-489-5915 FAX073-489-5400	火
美里町文化センター図書室	〒640-1243 海草郡美里町神野市場218	TEL073-495-9055 FAX073-495-9008	月・火
打田町公民館図書室	〒649-6417 那賀郡打田町大字西大井348-1	TEL0736-77-3140 FAX0736-77-2799	/
高野口町民図書室	〒649-7206 伊都郡高野口町向島78-2	TEL0736-42-3701 FAX0736-42-3701	月・火
九度山町中央公民館図書室	〒648-0101 伊都郡九度山町九度山1194	TEL0736-54-2019 FAX0736-54-4670	第3土・日
高野町中央公民館図書室	〒648-0211 伊都郡高野町高野山486	TEL0736-56-2076 FAX0736-56-4831	土・日
花園文庫	〒643-0611 伊都郡花園村梁瀬603	TEL0737-26-0771 FAX0737-26-0435	月・火・木 金・日
広川町民会館図書室	〒643-0071 有田郡広川町広572	TEL0737-63-2295 FAX0737-63-5423	日・月
吉備町中央公民館図書室	〒643-0811 有田郡吉備町大字庄814-1	TEL0737-52-5859 FAX0737-52-5860	月・火
金屋町文化保健センター図書室	〒643-0152 有田郡金屋町金屋7	TEL0737-32-3111 FAX0737-32-4827	月・火
清水町コミュニティセンター図書室	〒643-0592 有田郡清水町清水401-1	TEL0737-25-1111 FAX0737-25-9313	月・火
日高町中央公民館図書室	〒649-1213 日高郡日高町高家629番地	TEL0738-63-3811 FAX0738-63-3353	日
由良町中央公民館図書室	〒649-1113 日高郡由良町大字網代248-12	TEL0738-65-2418 FAX0738-65-2183	日
川辺町公民館図書室	〒649-1323 日高郡川辺町小熊2416番地	TEL0738-22-9553 FAX0738-22-9594	第1・3・5 日
中津村中央公民館図書室	〒644-1122 日高郡中津村大字高津尾179番地	TEL0738-54-0326 FAX0738-54-0174	土・日
美山村公民館図書室	〒644-1201 日高郡美山村大字川原河230	TEL0738-56-0391 FAX0738-56-0910	土・日
龍神村中央公民館図書室	〒645-0416 日高郡龍神村大字安井1048-6	TEL0739-78-0301 FAX0739-78-0896	月
南部川村中央公民館図書室	〒645-8585 日高郡南部川村谷口301-4	TEL0739-74-3334 FAX0739-74-2418	日
印南町公民館図書室	〒649-1534 日高郡印南町印南2009-1	TEL0738-42-1702 FAX0738-42-1818	/
中辺路町公民館図書室	〒646-1421 西牟婁郡中辺路町栗栖川402-1	TEL0739-64-0500 FAX0739-64-0966	/
大塔公民館図書室	〒646-1192 西牟婁郡大塔村鮎川2565	TEL0739-48-0212 FAX0739-48-0466	土(第2・4除く) 日
日置川町中央公民館図書室	〒649-2511 西牟婁郡日置川町大字日置980-1	TEL0739-52-2660 FAX0739-52-4129	日
すさみ町周参見公民館	〒649-2621 西牟婁郡すさみ町周参見4120-1	TEL0739-55-3037 FAX0739-55-3123	/
太地町公民館図書室	〒649-5171 東牟婁郡太地町太地3077-13	TEL0735-59-2335 FAX0735-59-4039	/
古座町コミュニティセンター図書室	〒649-4192 東牟婁郡古座町西向359	TEL0735-72-0081 FAX0735-72-3493	土・日
古座川町中央公民館図書室	〒649-4104 東牟婁郡古座川町高池777	TEL0735-72-3344 FAX0735-72-2018	土・日
熊野川町中央公民館図書室	〒647-1211 東牟婁郡熊野川町日足350番地	TEL0735-44-0301 FAX0735-44-0643	土・日
本宮町図書室 こだま文庫	〒647-1731 東牟婁郡本宮町本宮67番地	TEL0735-42-1164 FAX0735-42-1194	土・日
北山村公民館図書室	〒519-5603 東牟婁郡北山村大沼66	TEL0735-49-2115 FAX0735-49-2234	/

県立図書館関連資料

県立図書館（本館・紀南分館）蔵書冊数の合計の変化

	2000年度（平成12年度）		2001年度（平成13年度）		2002年度（平成14年度）	
	和歌山県	全国平均	和歌山県	全国平均	和歌山県	全国平均
蔵書冊数	606千冊(26位)	739千冊	616千冊(27位)	750千冊	636千冊	-
人口当蔵書数	0.55冊(9位)	0.28冊	0.57冊(9位)	0.28冊	0.60冊	-
児童図書冊数	96千冊	-	108千冊	-	113千冊	-

県立図書館（本館・紀南分館）資料費合計の変化

	2000年度（平成12年度）		2001年度（平成13年度）		2002年度（平成14年度）	
	和歌山県	全国平均	和歌山県	全国平均	和歌山県	全国平均
資料費	34,445千円(45位)	81,936千円	26,859千円(46位)	77,502千円	60,000千円(31位)	77,773千円
人口当資料費	32円(24位)	30円	25円(30位)	28円	55円(11位)	27円

県立図書館（本館・紀南分館）貸出冊数等の変化

	2000年度（平成12年度）		2001年度（平成13年度）		2002年度（平成14年度）	
	和歌山県	全国平均	和歌山県	全国平均	和歌山県	全国平均
貸出人数	95,545人	-	91,190人	-	95,755人	-
個人貸出登録者数	80,187人(12位)	77,560人	84,226人(11位)	57,632人	89,628人(11位)	57,509人
個人貸出冊数	311千冊(18位)	327千冊	295千冊(20位)	324千冊	352千冊(17位)	349千冊
児童書貸出冊数	150千冊	-	145千冊	-	152千冊	-

* 1 蔵書冊数の統計は2年遅れで出するため、本県の平成14年度の順位並びに全国平均については、現時点では不明。

* 2 資料費については、毎年『図書館雑誌』8月号に『日本の図書館』及び『図書館年鑑』編集の中間報告として掲載されるので、2003年度（平成15年度）は64,485千円(26位)、全国平均76,678千円となっている。

* 3 児童図書冊数については、全国的に詳細な統計をとっていないので、各年の順位等については不明であるが、日本図書館協会が平成11年度に行った『公立図書館児童サービス実態調査報告』によれば、その時点で7万冊以上を所蔵している都道府県立図書館は全国で13館（7万冊～10万冊未満＝10館 10万冊以上＝3館）のみであったので、当館はこの時点で10位以内に入っていたことになる。
（7万冊未満の館が44館あり、全国平均が約48,000冊。）

和歌山県内学校図書館の現状に関する調査結果(平成15.5.1現在)

(全国平均は、平成14.5.1現在)

		小学校 数 (校)	県内 割合 (%)	全国 平均 (%)	中学校 数 (校)	県内 割合 (%)	全国 平均 (%)	高等学 校数 (校)	県内 割合 (%)	全国 平均 (%)	盲・ろ う・養護 学校数 (校)	県内 割合 (%)	全国 平均 (%)	
1	全校一斉の読書活動を実施している	196	66.0	77.8	77	55.8	60.5	9	23.7	24.6	0	0.0	15.3	
	ア	始業前	144	48.5	65.7	55	39.9	49.7	2	5.3	16.3	0	0.0	1.9
		授業中	17	5.7	5.7	7	5.1	5.2	5	13.2	3.4	0	0.0	6.5
		昼休み・放課後	8	2.7	3.5	6	4.3	3.4	0	0.0	0.6	0	0.0	6.0
		その他	33	11.1	6.6	8	5.8	4.2	2	5.3	4.9	0	0.0	4.4
	イ	毎日実施	56	18.9	12.5	47	34.1	31.6	1	2.6	11.5	0	0.0	1.2
		週に数回	60	20.2	25.4	15	10.9	9.9	1	2.6	2.0	0	0.0	4.1
		週に1回	66	22.2	26.2	2	1.4	3.9	0	0.0	0.6	0	0.0	2.5
		月に数回	5	1.7	4.2	5	3.6	3.3	3	7.9	0.5	0	0.0	2.2
		その他	7	2.4	10.1	8	5.8	12.0	4	10.5	10.0	0	0.0	7.1
2	必読書・推薦図書等を定めている	86	29.0	33.5	29	21.0	26.0	19	50.0	28.0	3	10.0	6.7	
3	ボランティア等の協力を求めている	82	27.6	31.5	6	4.3	11.5	1	2.6	2.5	3	10.0	7.1	
4	公共図書館との連携を実施している	101	34.0	46.4	26	18.8	29.2	16	42.1	25.4	9	30.0	10.1	
	ア 図書館資料の貸借	57	19.2	34.8	19	13.8	22.6	16	42.1	22.4	9	30.0	7.4	
	イ 学校との定期的な連絡会	3	1.0	7.5	1	0.7	6.0	0	0.0	2.3	0	0.0	0.3	
	ウ 公共図書館の司書等の巡回訪問	10	3.4	7.8	4	2.9	2.8	0	0.0	0.6	0	0.0	1.1	
	エ その他	43	14.5	9.4	5	3.6	5.1	0	0.0	2.6	0	0.0	2.2	
5	学校図書館を地域住民に開放している	21	7.1	9.1	9	6.5	5.7	11	28.9	5.2	6	20.0	4.3	
	ア	閲覧・貸出を行っている	15	5.1	5.5	8	5.8	3.6	8	21.1	3.1	3	10.0	2.6
		閲覧のみを行っている	1	0.3	2.1	1	0.7	1.0	1	2.6	0.8	3	10.0	0.7
		貸出のみを行っている	3	1.0	0.6	0	0.0	0.4	2	5.3	0.6	0	0.0	0.6
		その他	2	0.7	1.5	0	0.0	0.8	0	0.0	0.7	0	0.0	0.7
	イ	土・日等に開放	2	0.7	2.3	0	0.0	1.1	0	0.0	1.3	0	0.0	0.3
		放課後開放	5	1.7	2.8	4	2.9	1.7	0	0.0	1.5	0	0.0	1.4
		授業時間帯に開放	2	0.7	2.8	2	1.4	1.7	4	10.5	1.7	0	0.0	1.7
		その他	12	4.0	3.4	3	2.2	2.4	7	18.4	1.3	6	20.0	1.4
	6	蔵書のデータベース化を行っている	29	9.8	17.4	11	8.0	18.2	11	28.9	42.2	3	10.0	17.1

県内小学校総数 297

県内中学校総数 138

県内公立高等学校総数 38

県内盲・ろう・養護学校
総数 30 (小学部・中
学部・高等部別)